

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 運営規程
社会福祉法人 光優会

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 光優会（以下、「法人」という。）が経営する指定介護老人福祉事業所「介護老人福祉事業所 光憂館」（以下、「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：介護老人福祉事業所 光憂館
- (2) 所在地：岡山県総社市日羽 454 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 嘱託医師 1名

嘱託医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

- (3) 生活相談員（兼務可） 2名以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員（兼務・非常勤を含む） 3 名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員（兼務・非常勤を含む） 34 名以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

(6) 管理栄養士 1 名以上（併設事業所兼務を含む）

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 歯科衛生士 1 名以上

歯科衛生士は、入所者の口腔衛生管理を行う。

(9) 計画担当介護支援専門員 1 名以上（兼務・非常勤を含む）

介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成を行う。

(10) 事務員（兼務・非常勤を含む） 3 名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員）

第 5 条 事業所の利用定員は 11 名とする。

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容）

第 6 条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護計画の作成

(2) 入浴

(3) 排泄

(4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) 相談、援助

(8) 送迎

(9) 栄養管理

(10) 口腔衛生の管理

（利用料等）

第 7 条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）によるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 食事の提供に要する費用 | 別紙料金表 |
| (2) 居住に要する費用 | 別紙料金表 |
| (3) 特別な居室の提供に要する費用 | 5,000 円／日 |
| (4) 特別な食事の提供に要する費用 | 別紙料金表 |
| (5) 理美容代 | 別紙料金表 |

前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

3 前項（1）及び（2）については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。

5 指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、総社市、高梁市（備中町、川上町、有漢町を除く）倉敷市（真備地区）の区域とする。

2 前項に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行った場合は、片道 200 円とする。実施地域外は、事業所から 20 kmを超えた場合、1 kmにつき 20 円加算する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 居室、共用事業所、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(非常災害対策)

第 10 条 事業所は、非常災害に備えて、消水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 消防訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する事業所、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 14 条 事業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第 15 条 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- （1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- （2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
- （3）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する研修を定期的に行う前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- （4）入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （5）その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速

やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束)

第 17 条 事業所は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催すると

ともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月

(2) 継続研修 適宜実施

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施す

るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

8 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 光優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

本規程は、2020 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は、2021 年 12 月 15 日から施行する。

本規程は、2023 年 5 月 1 日から施行する。

本規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、2025 年 5 月 1 日から施行する。